（助成金使途計画書等の提出）

第百二十一条　（略）

2　指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により提出した期首計画書又は設備購入計画書の記載内容を変更しようとするときは、その変更に係るものをセンターに提出しなければならない。

3　（略）

（助成金使途報告書等の提出）

第百二十三条　指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第八十号様式の助成金使途報告書に、賃金台帳、事務所の賃貸借契約書、領収書その他の紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面（電磁的記録を含む。）を添えて、当該事業年度経過後三月以内に、センターに提出しなければならない。

2　（略）

（区分経理の方法）

第百二十四条　センターは、評価住宅関係業務に係る経理について特別の勘定を設け、評価住宅関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2　センターは、評価住宅関係業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

別記

第七十七号様式（第百二十一条関係）

年度助成金使途計画書

（　年　月　日から　年　月　日）

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第121条第１項の規定により、助成金使途計画書を提出します。

年　月　日

住宅紛争処理支援センター　殿

指定住宅紛争処理機関名

代表者の氏名

（略）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。

（削る）

（助成金使途計画書等の提出）

第百二十一条　（略）

2　指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により提出した期首計画書又は設備購入計画書の記載内容を変更しようとするときは、その変更に係る書面をセンターに提出しなければならない。

3　（略）

（助成金使途報告書等の提出）

第百二十三条　指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第八十号様式の助成金使途報告書に、賃金台帳、事務所の賃貸借契約書、領収書その他の紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面を添えて、当該事業年度経過後三月以内に、センターに提出しなければならない。

2　（略）

（区分経理の方法）

第百二十四条　センターは、評価住宅関係業務に関する経理について特別の勘定を設け、評価住宅関係業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。

2　センターは、評価住宅関係業務と評価住宅関係業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

別記

第七十七号様式（第百二十一条関係）

年度助成金使途計画書

（　年　月　日から　年　月　日）

年　月　日

住宅紛争処理支援センター　殿

指定住宅紛争処理機関名

代表者の氏名　　印

（略）

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。

２　代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。